

奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和5年12月15日（金） 15:30～17:00

【場 所】7階 委員会室

【出席委員】藤田慶則委員長 小野優副委員長 高橋晋委員 高橋浩委員 千葉康弘委員
千葉敦委員 廣野富男委員 阿部加代子委員 中西秀俊委員 今野裕文委員

【説明者】浦川総務部長 佐藤総務課課長補佐

【事務局】佐々木事務局長 菊池事務局次長 千田事務局副主幹

【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 令和5年第4回奥州市議会定例会の運営について
 - ① 市長提出付議事件について（議案等58件）
 - ② 会期について（19日間）
 - ③ 議事日程第1号について
 - ④ 一般質問について（20名）
 - (2) 政治倫理条例について
- 4 その他
- 5 閉会

【概 要】

1 開会

○副委員長（小野優君） おはようございます。定刻となりましたので、議会運営委員会を開催いたします。委員長よりご挨拶をいただきましてその後の進行も執り行っていただきます。

2 委員長挨拶

○委員長（藤田慶則君） 改めましておはようございます。今年最後の定例会の運営等についてご協議をいただきます。

3 協議事項

(1) 令和5年第4回奥州市議会定例会の運営について

○委員長（藤田慶則君） 早速でございますが協議事項に入らせていただきます。(1)令和5年第4回奥州市議会定例会の運営について、①市長提出付議事件について、議案等58件について、浦川総務部長より説明をいただきます。

○総務部長（浦川彰君） ありがとうございます。今日ちょっと総務課長の代わりに総務課の佐藤補佐、一緒に対応しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の12月議会でございますけど、報告案件が2件、それから議案が56件ということでござい

ますが、56件のうち35件が指定管理という内容になっております。早速一覧表に基づいて説明をさせていただきます。

まず、報告第1号でございましたが、議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分 of 報告についてということで、内容は、水沢中学校校舎の改築建築工事、こちらが83万6000円の増の変更契約をしたものでございます。資料の方なんですけど、当日配布資料として一つ予定しておりますので、当日配布になりますことをお許してください。

それから報告第2号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告ということで、水沢の横町から大町に向かう道路のことでございますけど、そちらの方にバックで出ようとした職員が、同じく向かい側の横町郵便局からバックで入れようとした車とたまたまバックバックでぶつかってしまったということでございます。割合が60対40、損害賠償額が13万6726円、示談の日が9月26日という内容でございました。

それから議案に入ります。議案第1号、奥州市浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。こちら、浄化槽事業に地方公営企業法の全適用をするための条例整備でございます。

それから議案第2号、奥州市印鑑条例の一部改正についてということで、簡単に申しますと、今のマイナンバーカードを使ってコンビニ等で証明書を発行できるというのは、ご承知のとおりでございますが、今般のAndroid端末だけでございますが、マイナンバーカード、スマホに取り込みできるようになりましたので、これからそのスマホを使って、コンビニ等で証明書を発行できるようにするというような、そのための改正でございます。

それから議案第3号、奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。今般、医療局において薬剤師に対して初任給調整手当を支給できるようにしたり、それから医師の初任給調整手当の上限額を岩手県に準じた額にしたということで、市においても合わせるというような改正をするものでございます。

それから議案第4号、奥州職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてということで、コロナが5類になったことで、防疫等作業手当、こちらの手当を廃止するための条例でございます。

それから議案第5号、奥州市国民健康保険税条例の一部改正について、こちらは地方税法の一部改正によりまして、出産被保険者に係る国民健康保険税の減額措置が創設されたことに伴いまして、これを適用させるための条例の改正でございます。

それから議案の第6号、奥州市手数料条例の一部改正についてということで、こちら先ほどのスマホによる証明書手数料今のカードの場合と同額に設定をしたというものでございます。

それから議案第7号、前沢温泉保養交流館条例の一部改正についてということで、前沢温泉の入館料を高くするための改正でございます。

それから議案第8号、奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、給水人口とそれから最大給水量を改めるための条例改正ということでございます。

議案第9号、奥州市水道事業給水条例の一部改正について。こちら分岐負担金の導入とそれから民法の一部改正に伴う一部改正でございます。

議案第10号、奥州市水道事業料金条例の一部改正についてということで、水道料金の改定とそれから分岐負担金の額等について規定するための条例改正でございます。

それから議案第11号、江刺ターミナルプラザ条例の一部改正についてということで、江刺ターミナルプラザの営業時間を少し短くするための一部改正でございます。

それから議案第12号、奥州市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、こちら、国の基準の一部改正に伴って、市の方の条例も一部改正するものでございます。

それから議案第13号、字の区域を変更することに関し議決を求めることについて、こちらは補助整備によるあざの変更でございます。該当地区は、真城北地区。内容は、水沢真城と姉体町にかかる部分で、82.7ヘクタールでございます。

以下、議案第14号からは指定管理になります。

まず30の地区センターでございます。すべての地区センターにおいてでございますが、これまで通り各振興会を指定管理者としたいというもので、期間はすべて5年となっております。

それでちょっと個別の説明は省略をさせていただいて、次のページ、一番下の議案第44号まで飛ばさせていただきます。議案第44号、胆沢総合体育館等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてということで、今回出す議案の中では、唯一公募による競争となったところで、審査の結果、これまでと同じ奥州市体育協会に4年でお願いをすることとしたいというものでございます。なお、この4年になっているのは、他の体育施設を合わせて、今度は4年後にすべて5年ということで出したいという担当課の思いがあるようでございます。

次のページになります。議案第45号、水沢勤労者体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございますが、こちらも公募ではございましたが、現在の管理者であるシチズンスポーツ奥州からの1者の申し込みでございました。その通り決定をして、期間は5年ということになっております。

それから議案第46号、奥州市伝統産業会館でございますが、こちらは水沢鋳物工業協同組合、今までと同様でございます。任期指定期間は5年でございます。

議案第47号は、江刺産業技術交流センター。こちらも今までどおり江刺職業訓練協会、5年でございます。

それから議案第48号、衣川歴史ふれあい館。こちらについては、今までどおり奥州市観光物産協会にて任期指定管理期間1年でございます。

以上が、指定管理の部分でございました。

それから、ちょっと見え消しにさせていただいておりますが、これについては、今後議会に提出しないこととしたという意味で、ちょっと見え消しをさせていただいております。全協のほうで説明をいたしました差押えの訴えの提起を起こしたいという、それについて議決を求めることについてございましたが、全協の説明後でございますけれども、気仙沼市にある会社なのですけども、管轄する石巻の税務署からの情報で、4月以降その社長が行方不明の状態にあるってということがわかりまして、会社が稼働してない現状では取り立ては困難であろうということを判断しまして、今回は訴えの提起はせずに、もう少し調査をしながら検討することとしたということで、この議案は今回は提出しないということにさせていただきましたんで、全協

で説明したこともありますので、議員の皆様には改めて12月1日の全協で説明をさせていただくとのことでしたので、よろしくお願いをしたいと思います。

戻っていただいて、議案の第49号になります。一般会計の補正予算ということで、歳入歳出6億9444万8000円の増ということになります。主な内容としては、歳入の中で、総務費寄付金とあるのはこれふるさと納税の分でございます。6億1400万円の増を見込む。これで、全部で18億円を今年度見込むというような内容のようでございます。これに伴う歳出の増であつたり、あと一番下の農林部の産地パワーアップ事業の1億1000万円等々でございます。

それから議案第50号については、国民保健会計の補正予算第4号でございます。歳入歳出ともに1190万4000円の増となっております。

それから議案第51号は、介護保険の補正予算第3号でございます。歳入歳出とも5481万7000円のこちら減ということでございます。

それから議案第52号、浄化槽事業の補正予算第2号でございます。歳入歳出とも124万1000円の増でございます。

それから議案第53号、工業団地の特別会計の補正予算第3号でございますが、こちらは債務負担行為の補正を行いたいという内容でございます。

それから議案第54号、水道事業会計の補正予算第2号でございますが、資本的収入分で3億9898万4000円の増、それから支出の方で3億8856万7000円の増を見込む内容でございます。

議案第55号、下水道事業会計の補正予算第1号ということで、こちら収益的収入の方で2059万7000円の減、それから支出の方で2046万1000円の減を見込むという内容でございます。

それから議案第56号、病院事業会計の補正予算第4号ということで、こちらも収益的収支の方で収入4594万3000円の増を見込み、支出では1312万8000円の減を見込むという内容になっております。

以上、当初で提案する内容でございました。

次のページもご覧ください。今の段階で追加提出を予定している内容でございますが、まずは報告の部分として、旧小山中学校の解体撤去工事、こちらが少し変更になるようでございます。その内容については現在、精査中でございますので、しかるべき時期にご説明をしたいと思います。と思っております。

それから議案57号は、奥州市一般職の給与に関する条例等の一部改正ということで、こちらは人事院勧告、それから県の人勧に伴う給与調整について、現在調整をしておりますので、その内容について追加提出を予定するものでございます。当然追加提出の前には、全協での説明をさせていただきます。

それから、これから入札となりますけども、江刺東こども園の新築工事の契約の締結に関し議決を求めることについても上程をさせていただきます。

それから、江刺フロンティアパークⅡの第一期分譲地を、分譲企業に売却しようとするもの。この内容についても、追加提出予定でございます。

以下の奥州市の一般会計の補正予算、それから浄化槽事業の特別会計の補正予算、病院事業会計の補正予算、それから人勧に絡んで水道事業、下水道事業も入るような思いでおりますけども、そういったものが追加議案として予定されておりますので、ひとつよろしくお願いいた

します。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 説明が終わりました。質問をお受けいたします。千葉康弘委員。

15番（千葉康弘君） 千葉康弘です。1点質問いたしますけれども、今の議案の11号で、江刺のターミナルビルの時間は、終了を早めるっていうことなのでしょうけれども。これは、市民の方の意見も聞いてやっているのかどうか、今わかるんでしょうか。その辺は担当課でなければわからないんでしょうか。

< 「わかんない。」との声あり >

わかりました。以上であります。

○委員長（藤田慶則君） その他ございませんか。

< 「なし」との声あり >

よろしいですね。それでは、市当局退席のため暫時休憩をいたします。

再開をいたします。

②会期について、③議事日程第1号について、④一般質問について、一括で説明をいただきます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木紳了君） では、以降は議会事務局からご説明を申し上げます。

最初に、6ページ会期についてお諮りをいたします。令和5年度第4回奥州市議会定例会予定表に基づきましてご説明をいたします。

まず、今期定例会は、12月1日金曜日から19日火曜日までの19日間を予定しております。初日の12月1日金曜日は一括議題説明まで。12月4日月曜日は各常任委員会の開催日といたします。

一般質問は20名の議員から通告をいただきましたので、12月5日火曜日から8日金曜日までの4日間の日程で行います。12月11日月曜日と12日火曜日が議案の審議となります。13日水曜日から15日金曜日までと、休会を挟んで18日月曜日、こちらを常任委員会の開催日といたします。12月19日火曜日が今期定例会の最終日で、議案審議、各委員長からの報告となります。

次に③議事日程第1号についてご説明をいたします。7ページになります。

記載はございませんが、開会前に行います市民憲章の唱和での全文朗読につきましては、今回は14番高橋浩議員にお願いをいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、今回は13番小野寺満議員、14番高橋浩議員、15番千葉康弘議員の3名にお願いします。

日程第2の会期の決定は19日間。

日程第3諸般の報告は、市長から議案と58件の送付があった旨の議長報告と、監査報告でございます。

日程第4報告第1号は、工事請負契約変更に係る専決処分の報告、日程第5、報告第2号は、自動車損傷事故の損害賠償に関する専決処分の報告。

日程第6、議案第1号は、浄化槽事業の公営企業法全部適用に伴います関係条例の整備に関する条例の制定。

日程第7、議案第2号からページが変わりまして8ページ、日程第17、議案第12号までは、条例の一部改正11件でございます。

日程第18、議案第13号が、字区域の変更。

日程第19、議案第14号からページが変わりまして10ページ、日程第53、議案第48号までは、指定管理者の指定で、全35件。

日程第54、議案第49号から最終の日程第61、議案第56号までは、令和5年度一般会計等の補正予算8件となります。

議案等の内容につきましては、先ほど総務部長から説明のあったとおりでございます。

次に④の一般質問についてご説明をいたします。ページは11ページとなります。11月24日先週の金曜日と、昨日27日月曜日に通告を受け付けましたところ、20名の議員から通告をいただきました。質問の件名等につきましては資料記載のとおりでございます。

以上、②の会期についてから④の一般質問についてまで、ただいまご説明いたしました内容で、今期定例会を運営することについてお諮りするものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 質問をお受けいたします。

＜ 「なし」との声あり ＞

よろしいですね。

では(1)は以上といたします。

(2) 政治倫理条例について

○委員長（藤田慶則君） (2)の政治倫理条例について説明をいただきます。千田副主幹。

○議会事務局副主幹（千田憲彰君） 皆様のこれまでの議論を踏まえて、たたき台の案を、まずは示させていただきたいと思います。奥州市議会議員政治倫理条例ということで、案文を載せさせていただいております。

こちらの方は、今までの各条文の項目の賛否の部分。なるべく賛同ない部分につきましてはもう丸々除外するような形で規定していったところございまして、その部分を改めてザッと、本日は説明だけさせていただきまして、後程、逐条解説等も作りながら、皆さんで議論いただけるような資料を作成していきたいと思っております。

前文については、議会基本条例の前文とかぶらない部分で、あくまで政治倫理に特化した形での条文ということにしたいと思っております。奥州市議会の目指す公正性、透明性、信憑性っていうようなくだりの部分については、議会基本条例の中で謳っておりまして、それをもって開かれた議会というようなことを謳っております。そこを前提として、そういったためにはこういう倫理感を持って責任を果たしていくんだというようなことで規定したいということでございます。

また、第1条の目的の部分でございますけれども、ここはもう制定する目的ですから、基本的な倫理感の部分をしっかりと定めていって、市政の発展に寄与するというようなことを目的としており、基本となるベースは、この間、参考の五つの市の部分を見ていただきましたけれども、川越さんのが、私どもの方の皆さんのお声に近いものだったので、その部分をベースにしておりますので、合わせて後でこれは参考にさせていただきたいと。

あと、第2条と第3条については、それぞれ議員と市民の責務を規定させていただいております。

す。議員の責務については、いずれ不当な要求を受けない。駆使しないというようなことが、ここに書いてあって、万が一政治倫理基準に違反するような行為があった場合については、みずから説明責任を果たしていくというような規定にしており、その一方で、3条においては、市民の責務として、市民もいろいろな働きかけを行わないような、そういった規定にしており、あくまで市政要望等の部分についてここで規定するのではなくて、議員の地位利用、権限利用でその影響力不正行使、それを限定して、市民の責務としたいと思っています。こういった部分であるので、いずれ、市民への説明という部分と、あとは、パブコメのような形での意見公募というようなものも、当然、今後のスケジュールで想定しており、また、第4条の宣誓書の提出については、皆さんの賛同を得られておりますので、基本的に議員の任期開始から30日以内に議長に提出するものとしており、市によっては宣誓書で宣誓をして、その証として、宣誓書を議長に提出するといったところもありますけれども、宣誓するといっても、宣誓が誰の前でするのかどうかというのを規定しているわけではないので、当市議会では、そこら辺は簡略化して規定してよろしいのではないかなと思っています。

第5条の政治倫理基準等ということで、ここがミソになるところですけれども、まずは、議会議員の名を重んじてその法令、条例その他の社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準、これを遵守しなければならないというようなことで、皆様にこの間お諮りしておった中身で、合意が得られている部分を、まずは規定させていただき、第1号としては、その地位、権限を利用した不正疑惑の持たれる恐れ、金品の授受をしないということ。あとは、第2号で、市が行う許可等その他の有利不利になる働きかけをしないという規定。次のページにいて、第3号になりますけれども、市職員の権限への不正行使っていうのもしないようにということ。あと第4号については、セクハラ、パワハラ等、ハラスメント関係もしないということ、あとは、誹謗中傷、風評等の流布で人権侵害や不快にさせるような行為をしないということになり、この対象は市の職員、または議員ということにし、お互いにというようなところもあります。あとは、5号として公職にあるものがチラシ等で他人の名誉を傷つけたり、人格を損なう行為の一切をしないと。あと、第6号については、市職員等の採用等の人事について、不正な働きかけしないということ。第7号が政治活動に関して政治資金規正法に規定する政治献金以外の寄付を授受しない。第8号が公職選挙法に規定する違反する行為、これらの寄付行為要求等の行為をしないと。あとは、照会では、全部で16件の項目を挙げましたが、一方、合意を得ているものについてはまずこういった形で掲載をさせていたものです。

第6条については、兼業の報告等ということでありまして、簡易的な表現にしたかったんですけれども、ただ、今回の12月定例会の議案でもありますけれども、除斥と関係の部分で、議会事務局側で見る部分も必要になることがありまして、幾らでもその関係者が、違法議決にならないような仕掛けも必要かなと思っています。兼業については、まともに報告を求めるような中身にしており、主としてみずから事業を営んでいたり、営利を営む法人、団体の職に就いている時は、任期開始から30日以内に報告していただくような形で規定してございます。

第7条の部分の審査請求でありますけれども、ここは、先ほど見ていただいた規定に基づいて、政治倫理に違反する行為、事実が認められる場合については、証拠書類をもって、次のページにいきますけれども、審査の請求ができるというようなことになり、第1号としてその市民が

審査の請求をする場合においては、当面、事務局提案した選挙人名簿の総数の100分の1以上のものをもってとしたいと。けれども、ここ異論ある場合については、なおまた議論したいと。第2号の方、議員が審査の請求する場合については、3人以上としたいと思いますが、この3人以上は、動議に必要な部分と同等のということであり、ただこの部分で、3人ってというのが、ハードルが低すぎるんじゃないかというようなところに答える部分としては、同一会派等の所属する者のみで構成されている場合を除くということで、同一会派だけでその特定の人の行為について提起するようなことについてはいかがなものかというような形にしておけば、その部分の懸念はないのかなというところで、あえてこの括弧書きを加えさせていただき、3人以上という書き方ではなくて、例えば8分の1以上という書き方もあるので、米印であえてさせていただいており、第2項としては、請求について、行為があった日の翌日から起算して1年を経過したとき、または当該行為をした議員が職を失った時については、もうすることができないよということにしたいと。いたずらにさかのぼっての審査請求ってというのは、もはやいうところで、その部分、1年という期限と議員の職を失ったところでその審査しても、もはやそれも意味をなさないということでもありますので、その場合についてはなしということがあります。

第8条の審査会の設置です。基本的にはその皆さん多くの皆様の方から、ご賛同になった外部の有識者を持った審査会設置の方向で、まずは規定させていただいており、こちらについては、委員会の委員、あまり多くてもということなので、平均的には8人前後だということで、第3項の部分、委員については、識見者ということで、議長が委嘱するということにしたいと。この部分、識見者というところに、一般的には市民の中から専門職の方とか、あと一般市民の方でいろいろな経験を持たれている方を委嘱するような方向なのかなとは思いますが、自治体によっては明確に識見者と市民から選ぶとしているところもあるので、その部分は議論が必要かと思います。あと、4項の方、委員の任期については、報告が終了するまで。5項、6項については、公正なこと、秘密を漏らさないとでありますし、ちょっと特殊な部分として、7項としては報酬、費用弁償について、奥州市の特別職の規定で定める範疇になりますので、本条例で定める必要があるかなと思っております。なお、費用弁償の部分の方ですけれども副市長の旅費についていう部分については、議長と議長以外の旅費の規定の中で、一般的にその最上位の部分での規定ということでの副市長というような引用の仕方をしており、報酬額については、今後検討が必要かと。また、例では1万としているところもあり、が、ここは検討の余地がある第9条の審査委員会の審査ということで、いずれ、政治倫理基準等に関する規定に違反する行為があったかどうかを審査するということで、第5条にある政治倫理基準等以外の部分については、審査の対象外としたいと思ってございます。こちらについては、審査会では対象とされる議員が必要な事情聴取、その他の調査を行うことができるような規定にしておりますし、参考として、対象議員に対しては弁明の機会を与え、4項として公開していいのかは、原則公開だけど、過半数によって非公開とできることにして、ここは今まで説明してきたとおりです。

第10条の審査結果の報告等ということでありまして、審査会審査を終了した時については、議長に報告し、審査会で誤った提起であった場合については、対象議員の名誉を回復するような措置を講ずることを議長に求めるような規定にしております。

また、11条では、審査結果の通知公表ということで、請求した人、あと審査対象者に、結果を通知するし、公表もすることで市民に対しても公表していくということでもあります。

12条としては、意見書の提出と公表ということで、審査対象となった議員について通知を受けた時に、さらなる弁明の機会的一种として意見書を提出することができて、その意見書が提出された場合、それを弁明の意思としてその行為、公表できることにしております。

13条としては、公表ということで、審査対象議員が、自己の審査結果について違反している旨の指摘が結果的になされた場合については、必要な措置をみずから講じるということで、措置をみずから講じない場合、第2項として、議長においては市民の信頼回復等するために必要な措置を講じていくこと、第3項として、その措置が講じられた時は、その内容についても公表していきますよということでもあります。

14条は議長の代理ということで、ないと思いますが、議長或いは副議長が審査対象となった場合の規定が、それぞれ第1項、第2項とあります、第2項については両方が審査対象となった場合についてということで、さらに年長の議員ということに。年長の議員までなった場合どうかというと、次の年長の議員というのが一般的なルールとなっています。

次に教育ということで15条、議長については議員に対して政治倫理研修を定期的に行うことで、それを受けて議員は常に研修にも参加するし、日々の学習、実践で倫理を向上していくと。

この条例の見直しについては、情勢を見ながら必要な措置を講じるということで、担当する部署を議会運営委員会と明確に規定する場合は、この後規定を入れたいと思います。

最後のページですけれども、委任というところでありますけれども、別に定めることについても、あとは、今後の話し合いの進み具合で、施行日についても一定の公表する期間を設けつつ施行まで持っていくというようにしたいと思いますし、附則の第2項を見ていただきますと、施行日以降の政治倫理基準に関してだけ適用し、この条例施行前の行為については適用外ですので、遡りはしませんということであり、こういった形で、まずはたたき台を作らせていただき、その一つの資料として今日は二つ資料をご覧いただきたいと思います。

平成30年に議員の皆様へ通知した内容を発信いたします。総務省通知がありまして、自治法第92条の2の解釈についてということでの通知であり、そもそも第92条の2ってどういうことかということで、最後のページまでめくっていただきますと、参考として、抜粋した部分を載せております。最後のページの一番上、第92条の2ということで、議会の議員について、地方公共団体、市に対して請負する者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員等に準ずるべき者、こういった者になることができないということであり、請負する者になることができないということ、この間説明したとおりですが、一般的には同一の種の業務に対して、市の業務の50%以上をもっていくような請負の仕方は違法ですよという判例があり、ちょっときつい例では42%以上もっていった例で、請負っていたとされた場合があり、ただし、これに関しては、通知ページ戻っていただいて、総務省の通知の中程の第1つ書いてある解釈について規定しており、第92条の2の規定により議員は地方公共団体に対し請負をすることはできないとされ、これは議会運営の方向性を保障するとともに事務執行の適正を確保する趣旨とするものですけれども、一方では、この請負というのは、一定期間継続的なものとされるというような解釈であって、一時的なものとかっていう取引では、請負に該当するものではないと

ということが2段目に書いてあり、また、いずれ、最後から2行目なんです、特段の事情がある場合を除いていずれも当該地方公共団体との取引関係に立つものではないというようなことが引用されていまして、これらについては指定管理についても同様だとされており、指定管理を受けているからといって、この請負っていうのではなくて、請負というものにはなくていいよということが規定されています。倫理条例の方では、なり手不足の絡みもあって指定管理というところを厳しく入れるべきではないかと、入れなくてもいいんじゃないかという両方の意見があったので、とりあえず対立している部分としては入れないということにしており、また、請負のさらなる具体的な制限ということで、例えば、奥様とか第何等身まで幅を広げて請負している議員については、請負の契約を辞退しなければならないような規定を設けている自治体が結構ありますけれども、そういった部分についても、なり手不足の部分を配慮して入れないと。それであっても、例えば議案になった場合の議決については、除斥ということが別件でありますので、その部分はしっかりと除斥は除斥として対応していきたいと。

で、もう一つ。今般、つい先週ですけれども、市議会におけるハラスメント研修、防止研修の実施についてということが、全国市議会議長会から通知がきました。セクハラ、マタハラとかで、いろいろなハラスメントがあるんですけれども、いろんなケースが想定されているので、これらをしっかりと対策を講じるような規定に改められておりますので、当市議会でも、この2月、ハラスメント研修の映像を見ていただいたところでもありますけれども、今後とも、倫理条例の研修の規定を使いながら、しっかりとこれらの研修も行っていかなければということで、改めて全国市議会議長会からも通知があったところでもありますので、しっかりと対応して参りたいと。

もう一つの資料、今日参考までに付け加えさせていただいておりましたけれども、前回見ていただいた、令和になってから制定された倫理条例の絡みで、北海道から関東、あと視察した愛知県の資料の中で参考にした自治体の部分、令和に制定された部分を抜粋しておりまして、最初のページについては、前回見ていただいたところであり、青色表記のところは、この間、先進地の例として五つの比較表の中で示していた自治体であり、2ページ目と3ページ目が政治倫理基準で会派に16項目規定として設けてはいかがかということで提起した中身で、各自治体における規定状況というところであり、基本的に、(1)から(8)の部分については、皆様の方で異論がないものとして載せたところであり、あえて9番から16番までの部分については、今回は見送りました。その後の対応の部分で、いずれ規定している部分がありますので、この部分は積極的にここで規定する必要もないだろうと思いますし、あと、他によく出ていた14の部分、出資法人とか補助金を受けている団体とかまで、その範囲を広げるかどうかについても、多くの自治体でこうやってみると規定はしている部分ではありますけれども、なお、質問とか調査権の中で制限を加えられる恐れがあるというようなことの疑義があったことから、あえてここは除いており、その他9から確か16の項目については比較的規定しているところが、こうやって見ると少ないっていうのはその通りでありまして、一番きつくしている犬山市さんなんかは、ここでも〇がいっぱいついて、もうそういった理由があろうかと。なので、2ページ目の部分については、基本的には多くのところで規定しているのでそのまま規定したいと。

で、駆け足で見えていきましたけれども、これだけだとちょっと皆様の方でこれから議論を深

める時に、さらに会派でも話し合う材料としては不足するかと思いますので、これの施行規程の例と、あとは、具体的な逐条解説といったようなところ、あと、その後の部分ですけれども、ハラスメント防止対策に特化したガイドブックなどを今後、作成しながら皆さんの議論が進むように用意させていただきたいと思います。これは次回、紹介させていただいて、その後会派でも話し合う材料にさせていただきたいと思っております。

今日のところは、このあたりでとどめたいと思います。次回、話し合ってください材料を提供したいと。すらすらと説明しましたけれども、今日の時点で何かご質問等あればお受けして、次回に反映したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 今の時点で質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 阿部です。この案を読ませていただいて、あと何かこうまた意見あるときは千田副主幹に。

○委員長（藤田慶則君） よろしければ至急規程の案とか逐条解説も作りますので、その後に会派紹介させていただいて、それをもって会派で話し合ってもらうような機会を設けさせていただきたいと思いますが、それでよろしければ、あと、会派の回答をいただきたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） よろしいですか。その他。高橋浩委員。

○14番（高橋浩君） これから逐条解説等で、あとまた改めて会派の方に問い合わせるというようなお話でしたけれども、今日のご説明の中で、改めて会派とかで議論の必要性があるような項目もあるように説明を受けたのですけれども、もしできるのであれば、今日の説明の中で、改めて会派で議論が必要な部分を抜粋したもので会派照会文書のような形でまた作っていただければ助かるなと思っております。

○委員長（藤田慶則君） 千田副主幹。

○議会事務局副主幹（千田憲彰君） 照会の回答用紙の中で、ポイントの部分を特にも抜粋して、こういう議論があるので、どちらがいいかっていうようなところ、選択制とか、考え方、方向性をお諮りするような形で照会させていただきたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） よろしいですか。

○14番（高橋浩君） よろしくお願ひします。今日の説明だけでも、もう私も目いっぱいなので、なかなか改めて会派の方で検討する項目っていうのも、すぐ出てこないものです。よろしくお願ひします。

○委員長（藤田慶則君） その他ございませんか。廣野委員。

○18番（廣野富男君） 1点だけ。おそらくその逐条解説のところで明確にこう出てくるのかもしれないんですが、5条なんですよ。5条の(4)の最後の行になります。また不快にさせる行為っていうのは、なかなかこれ、その不快なのが第三者的に不快なのは、なかなかちょっと我々自身も、そうするとほとんどしゃべれないっていうか、なんかね。これ、かなり議員の行動は規制がかかるのかなとちょっと思ったんで、そこら辺、もしここでとりあえず説明いただいて、逐条解説においても、これが加わるとすれば、このまま記載されるとすれば、それはやはり明確にしないと。これ、全部不快だとされて、みんなこれで遡上に上げられたん

でちょっとたまったもんじゃないなと感じたので、その点だけ。

○委員長（藤田慶則君） 千田副主幹。

○議会事務局副主幹（千田憲彰君） 場合によって、この不快という言葉自体も削る等の判断もあろうかと思しますので、判断基準の部分をしっかりと逐条解説の中で定められるようにしたいと思います。議案審議の中での部分と、いろいろな部分と、場面場面でも判断の違いっていうのがあろうかと思しますが、基本的にパワハラ、ハラスメント系は、いずれ相手が嫌がることについてはすべてハラスメントになってしまうので、基準はそこで、その1点なんです。ただ、そこを議場の場でとか、そういった場面はどう持ち込むかっていうところの判断っていうのは、確かにしっかりとしていかなければならないものですから、なるべく基準がわかりやすく規定されるように、しっかりと規定されるようにしたいと思いますし、解釈の幅を広げるようなことのないようにしっかりと明確に記載していきたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） その他ございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、今日のところは、この程度でよろしいですね。

4 その他

○委員長（藤田慶則君） それでは、4のその他に入ります。皆さんの方からございませんか。千田副主幹。

○議会事務局副主幹（千田憲彰君） この後の予定でございますけど、次第書に書いてありますが、前回12日と言いましたけども、11日に、本会議終了後、この日議案審議の予定ですけども議案審議1日目の予定ですけど、この日終わった後に8日締め切りとしているオンライン本会議での規定、ご異論がある場合は事務局へという話にしておりますけれども、その結果を踏まえて、最終案を皆様にお諮りしたいと思っておりますし、そこで了解を得られれば、翌日、当局案件の病院の経営強化プランとか、ああいった説明がある全協の時に、議員全員にそのオンライン本会議についても改めて説明させていただいて、最終日、発議案で出す旨をご了解いただきたいというような段取りで考えており、第2号の部分については政治倫理条例なので、今日の続きの部分で、解釈がいろいろと分かれるような部分について改めて解説して、会派の話し合いを促すことができるようなご説明をしたいと思っております。

次々回予定ということで、最終日9時から、最終日の運営についてお話し合いをしたいと思っておりますので、以上、年内についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（藤田慶則君） 質問ございませんか。

< 「なし」との声あり >

よろしいですか。

5 閉会

○副委員長（小野優君） それでは以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。お疲れ様でした。